

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月1日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

人事委員会規則第2号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市職員退職手当支給条例（」の右に「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第37条第2項において準用する場合を含む。」を加え、「及び京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する条例第5条」を削り、「退職手当条例第16条第1項及び職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号。以下「府条例」という。）第19条第1項」を「同条第1項」に改める。

第2条第1項中「及び府条例第19条第3項」を削る。

第5条第1項中「及び府条例第12条第2号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の施行前に退職した者に係る職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第19条第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

（人事委員会事務局）